

むつ市議会第146回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成21年10月30日（金曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第7 議案第83号 工事請負契約について
(市立第一川内小学校建設工事：建築工事)
- 第8 報告第28号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第9 報告第29号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第10 報告第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)

【議案質疑、討論、採決】

- 第11 議案第83号 工事請負契約について
(市立第一川内小学校建設工事：建築工事)
- 第12 報告第28号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第13 報告第29号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第14 報告第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理委員	遠藤	雪夫	代監査委員	小川	照久
選挙管理 委員長	佐々木	鉄郎	農委會 委員長	立花	順一
総務部長	新谷	加水	会管総理 出納室長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企画部 理事	近原	芳栄
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉 部長	鴨澤	信幸
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	太田	信輝
選挙管理 事務局	大芦	清重	監査委員 局長	齋藤	純

教育部長	佐藤節雄	育会局事長	高田文明
公企業局 菅長	佐藤純一	員務書館 倉長	河野健二
大畑庁 舎長	柳谷正尚	川内野所 沢長	片山二元
総務課 部長	松尾秀一	保福副健課 社理推	成田晴光
建設課 部長	鏡谷晃	農委事務局 業会長	吉田薫
教委事務課 部長	安藤哲雄	大畑市民福 舎事社長	工藤保
教委事務課 部長	高坂浩二	経農水総括 部林課幹	畑中誠
大畑庁 舎民課幹	井戸端雅文	務務 部課幹	吉田真
総務主任 部課査	澁田剛		

事務局職員出席者

事務局長	工藤昌志	次長	澤谷松夫
総括主幹	柳田向	主査	石田隆
主事	井戸向秀明		

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（村中徹也） ただいまからむつ市議会第146回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、去る10月20日に開会されました懲罰特別委員会において、馬場重利議員にかわり山本留義議員が委員長に就任されましたので、ご報告いたします。

次に、この後、職員の公金着服事件について及び農事組合法人みなみ農園開発の理事による現金着服事件について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 議席の指定

○議長（村中徹也） 日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定については、本庁舎移転に伴い、今臨時会より本会議の場が本議場へ変更となりましたので、改めて議長から指定するものであります。

議員各位の議席番号と氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・別紙議席表）

○議長（村中徹也） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、3番目時睦男議員及び26番斉藤孝昭議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 常任委員の選任

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務教育

常任委員に新谷泰造議員、横垣成年議員、鎌田ちよ子議員、富岡修議員、千賀武由議員、山崎隆一議員、村川壽司議員、富岡幸夫議員、村中徹也の以上9人、産業建設常任委員に日時睦男議員、野呂泰喜議員、川端一義議員、佐々木隆徳議員、半田義秋議員、山本留義議員、馬場重利議員、川端澄男議員、高田正俊議員の以上9人、民生福祉常任委員に澤藤一雄議員、工藤孝夫議員、新谷功議員、浅利竹二郎議員、中村正志議員、菊池広志議員、白井二郎議員、岡崎健吾議員、斉藤孝昭議員の以上9人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第5 議会運営委員の選任

○議長(村中徹也) 次は、日程第5 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、富岡修議員、半田義秋議員、千賀武由議員、山本留義議員、岡崎健吾議員、川端澄男議員、高田正俊議員、村川壽司議員、富岡幸夫議員、斉藤孝昭議員の以上10人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、各常任委員及び議会運営委員は、次の休憩中に委員会を開くよう本席から口頭をもって招集いたします。

ここで各委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開かれました各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

総務教育常任委員長に村川壽司議員、副委員長に富岡幸夫議員、産業建設常任委員長に佐々木隆徳議員、副委員長に山本留義議員、民生福祉常任委員長に斉藤孝昭議員、副委員長に岡崎健吾議員、議会運営委員長に千賀武由議員、副委員長に半田義秋議員が決定いたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第6 行政報告

○議長(村中徹也) 次は、日程第6 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 第146回臨時会行政報告を行います前に、議員各位、また市民の皆様方に、職員の公金着服事件というふうな全くもって不祥事を起こしましたことを行政を代表して申しわけなく、本当に心からおわびを申し上げる次第でございます。申しわけございませんでした。

それでは、行政報告を行います。このたび大畑庁舎職員による公金着服というゆゆしき事件が発生いたしました。市民の皆様の信頼を裏切る不祥事として、衷心よりおわび申し上げますとともに、その概要についてご報告を申し上げます。

この職員は、自身が担当していた所掌事務に関

係する福祉関連団体の預金通帳から、当該団体の運営に係る公金を本年8月4日から9月15日にかけて複数回にわたり着服し、私事のために消費したことから、10月29日付で、地方公務員法第29条に基づき当該職員を懲戒免職処分といたしました。

福祉関連団体は、日本赤十字社むつ市大畑分区、むつ市防犯協会大畑支部及びむつ市大畑町青少年健全育成協議会の3団体でありまして、市民の皆様からの善意による篤志でもって運営されている日本赤十字社むつ市大畑分区はもとより、福祉の啓発等のために運営されているむつ市防犯協会大畑支部及びむつ市大畑町青少年健全育成協議会並びに市民の皆様には深くおわびを申し上げます。

なお、着服金額につきましては、3団体合わせて75万9,060円ではありますが、既に10月8日に職員の家族から全額弁済されており、当該団体の資金面における被害は解消されております。

今回の不祥事につきましては、入院中の当該職員自らが、手紙により着服の事実を申告したことから発覚したものであり、大畑庁舎においてこの手紙を開封した10月5日の翌日に、入院中の当該職員と面会のうえ、着服の事実について間違いのないか調査確認を行い、この時点で着服金額も判明した次第であります。

また、この職員自らによる申告がなければ、わかり得なかった公金の管理にも問題があることから、大畑庁舎管理職員4名の監督責任も免れないものと判断し、部長級及び次長級の職員2名に対しては減給処分、課長級の職員2名に対しては戒告処分と、それぞれ10月29日付で懲戒処分を行ったところであります。

かかる不祥事が発生したことは、私もごんきにたえないものであり、何よりも市民の皆様のご信頼を損なったという紛れもない現実を厳粛に受けとめ、再発防止に向けての措置を講ずるとともに、

職員の綱紀粛正の徹底をただちに促す所存であります。

いずれにいたしましても、一度失われた信頼を回復することは、一朝一夕にはまいりませんが、私を初め全職員一丸となって職務に取り組んでまいる所存でありますので、関係各位のご指導を切にお願い申し上げますとともに、重ねて市議会を初め市民の皆様に対して衷心よりおわびを申し上げます次第でございます。

次に、むつ市宮牧野の指定管理者に指定しております農事組合法人みなみ農園開発（代表理事菊池順二）におきまして、現金着服事件が発生いたしましたので、その概要をご報告いたします。

みなみ農園開発は、平成19年4月からむつ市宮宮後牧野外4牧野の指定管理者となっております。指定管理期間は平成22年3月31日までの3年間となっております。

去る9月7日、このみなみ農園開発において、理事が現金を着服していることが確認され、翌8日に市へ連絡があったものであります。

その概要は、みなみ農園開発では、市内各金融機関に口座を開設して牧野使用料等の出納管理をしており、その通帳と印鑑は当該理事が管理しておりますので、8月分の牧野使用料等の入金状況を確認するため、8月末ごろ当該理事へ連絡しましたが、連絡がつかない状態となっておりますところ、7日の朝、経理担当事務員が出勤し、机の引き出しの中にみなみ農園開発の通帳のコピーが入れているのを発見しましたが、その残額が異常に少ないことや、8月に何度も現金が引き出されていたことから事件と判明しました。

9月10日にみなみ農園開発の菊池代表理事が来庁し、この事件についての謝罪と報告を受けておりますが、市といたしましては、至急事件の詳細を調査し、今後の対応策をまとめ、文書で提出するよう指示しております。

その後、10月1日に事件報告及び経理事務改善計画書がみなみ農園開発から提出され、それによりますと、被害額は970万774円となっております。

また、みなみ農園開発は、平成20年4月に代表理事が変更となり、それ以降現在の菊池順二氏が代表についておまして、当該理事も代表理事と同時期に理事となり、前任の経理担当者から引き継ぎ、むつ市営牧野の管理全般を取り仕切り、みなみ農園開発の預金通帳や印鑑は、この理事が1人で管理していたもので、現金の出し入れは自由に行うことができる状況であり、このことが事件発生の大きな要因でありました。

口座から現金を引き出し、一部は支払いするものの、その残金を戻し入れせず、生活費や借金返済等のため着服していたものであります。

この事件に対する市の対応につきましては、事件報告書を精査し、10月13日付で指定管理業務の改善を勧告し、改善内容の報告を求めています。

この勧告に対し、10月22日付で菊池代表理事から、「むつ市営牧野の指定管理が始まって1年で経営が悪化したことから、それを改善すべく自分が代表となり、当該理事を連れてきた、その理事が事件を起こしたのは私の監督責任であり、今回の事件の責任はすべて自分にあると感じており、また指定管理業務は来年3月まで残されておりますが、農家の皆様に対してはもちろんのこと、市に対しましても一切ご迷惑をかけることなく全うします」との文書を受けております。

さらに、代表理事は、「今回の事件はあくまでも指定管理団体内で発生した事件であり、私が責任を持って対応する」という言葉から強い決意がうかがえ、現在も預託された牛が飼養管理されていることから、市といたしましても、残された指定管理期間につきましては、指導を強化しながら対処してまいります。

市では、これまで指定管理者の業務や経理の指

導等は定期的に行っておりましたが、今回の事件は発見できませんでした。

今後は、指定管理業務の検査や経理関係の確認等をさらに厳しく指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、職員の公金着服事件について及び農事組合法人みなみ農園開発の理事による現金着服事件についての報告といたします。

重ねて申し上げます。職員の公金着服事件につきましては、議員各位はもとより、市民の皆様方の信頼を失ったというふうな事実、しっかりと我々全庁一丸となって信頼回復に向かって臨んでいく次第でございます。大変とご不快な部分、そしてまた信頼回復のために一層頑張ってもらいますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

職員の公金着服事件につきまして、心から皆様方におわびを申し上げる次第でございます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、職員の公金着服事件についての報告に対する質疑を行い、次に農事組合法人みなみ農園開発の理事による現金着服事件についての報告に対する質疑を行います。

まず、職員の公金着服事件についての報告に対し、質疑ありませんか。26番齊藤孝昭議員。

○26番（齊藤孝昭） 2点あります。

まず1点目は、市長は就任以来、職員の法令遵守を徹底するようという話を常にしてまいりました。そして、このたびこのような事件が起きたことについて、市長の責任をどのように考え、このたび市長自らに処分がないことはなぜなのかお答え願います。

2点目は、再発防止に向けての措置とありますが、具体的にどんなことなのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 常々私就任以来、とにかく

コンプライアンス、法令遵守というふうなことは、すべての場面におきましては職員の訓辞、そして職員とのさまざまな場面での話し合いの中でも常にこれを念頭に入れてお話をさせていただきました。このような事態を招いたということは、私の気持ちはまだ職員に徹底されていなかったというふうな部分での責任は非常に感じております。

私自身の処分というふうなこと、これは深く皆様方、市民の皆様方に、このゆゆしき事態、反省を踏まえて、そしてしっかりと私のこの法令遵守の精神が行き届くような体制、この部分を全うすることが私の責務であると、こういうふうな認識をしております。私自身、非常にこの部分において、この記念すべき年に、そしてまたこのように新庁舎新議場の中で初めての行政報告、こういう段階で、この場で皆様方にご報告をするというふうなことは本当にぎんきにたえないという思いでございます。私自身の処分は、これから検討してまいります。それなりの私は処分を受けなければならない、こういうふうな思いは持っております。

さらに2つ目の再発防止につきましては、この事案、この部分についての検証をいたしました。通帳と印鑑、これはそれぞれ保管をしております。しかしながら、その部分で、すきがあったわけでございます。そのすきがどういふふうな部分で起きたのか。つまりかぎをかけていなかったとか、そういうふうな部分がありましたので、印鑑の保管、通帳の保管、これは当然この事案についても別途に保管はしておりました。この部分で施錠していなかったとか、そういうふうな部分がありますので、この部分はしっかりと本日から徹底した形で管理をしていかなければいけないと、このように思います。

本日は、この後記者会見で申し上げ、そしてまた管理職以上の職員を招集いたしまして、厳しく

命を出したいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 市長の処分についてはわかりました。

具体策については、これからもまだわからないことがもしかすればあるかもわかりませんが、なぜこういうふうになってしまったのか、今後どうすればこういう事件が防げるのかというまとめたものをぜひ議会のほうに報告願いたいと思っておりますが、それはすることできますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 行政報告をただいまいたしました。その文面は、皆様方に配布をさせていただいております。さまざまな部分で個人的な事情もございました。きっちりとその対応策を、その事案の内容、そしてその事案には個人情報の部分もございましたので、それらを排除した部分で、できる限りその内容等について、そして今後の取り組みについて議会のほうにはご報告をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 私も2点ほどよろしくお願いたします。

まず、この当該職員は、大体何年くらいこの業務に携わっていたのかというのをちょっと確認させていただきたいと思っております。やはり何年もやっていた結果のこういう状況かなということもちょっと知りたいので、そここのところを確認させていただきます。

それと2点目は、先ほどの齊藤議員と同様のお尋ねになりますが、再発防止に向けての措置を講ずるということで、施錠をしていなかったというふうな話もありましたけれども、これと同じような業務をしている職員、この場合は大畑でありま

すが、川内とかほかの庁舎も同様の仕事に携わっている方がいるかと思えます。やはりそこら辺の総合的な見直しというの必要なというふうに思えますので、そういう考え方もあるようなこの再発防止なのかどうかというのちょっと確認させていただきたいと思えます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当該者の業務年数は、ことしの春からこの職に配属になっております。平成21年4月からこの職に配属になっております。

それから再発防止、この事案をやはり我々はしっかりととらえております。ただちにその作業に着手をして準備をしております。絶対こういうふうなことはないように、それは再発防止に努めていきたいと、このように思えます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 再発防止はぜひ取り組んでもらいたいと思えます。

そして、最初のお尋ねについてですが、ことしの4月からこの業務について、そして早速、何年もこの業務についていたわけではないのにこういう事件を起こしたということになると、その当該職員の前の仕事、逆に見直しも必要なと。今までどこの部署についていたかというのちょっと洗い直して、そこの部分では何事もなかったのかというふうな洗い直しもやはり必要なというふうに思えますので、そこら辺も含めた再発防止になっているかというのちょっと確認させていただきたいと思えます。

また、ことしの4月からついて、そういうふうに着服したということになると、これは仕事というよりも、かなり個人的な面にも絡むものかなというふうにも思えます。そういう意味で、先ほど市長が言いましたけれども、やはりすきというのがそれなりにあったということで、本当にそのす

きがこういう着服を生んだということもありますから、そこら辺もきちっと含めた再発防止策というふうなことを考えているのかどうか。余り踏み込んでいけば、申しわけないのですけれども、借金に使ったとかというふうなこともありますので、そこら辺職員に、そういう借金をしないようにというふうな訓辞というのは難しいものかどうか。車のローンというの借金になりますけれども、そこら辺のところの職員の綱紀肅正というのきちっと確保するというふうな再発防止でなくてはいけなかなと思えますので、そこら辺の考え方もちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 1点目の、前に勤務していた先ではそういうふうな現金等の取り扱い、こういうふうなものはありません。今平成21年4月からの職務の中での現金の取り扱い。前の部分ではございません。

それから、再発防止の部分で、非常に個人的な部分がございます。その個人的な部分まで全職員に私のほうで立ち入って云々ということはなかなか厳しいものがございます。しかしながら、これは絶対あってはいけない事案でございます。こういうふうな事案をしっかりと検証して、そして綱紀肅正ということ、これには徹していきたいと、このように思えます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、農事組合法人みなみ農園開発の理事による現金着服事件についての報告に対し、質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどよろしくお願ひします。

まず、この報告によりますと、この問題を起こした理事に対する措置がどうなっているのかというのが書かれていないので、この理事はこういうことをしても、そのまま理事という立場に踏みとどまっているのかどうかというのを確認させていただきます。

それと2点目ですが、被害額が970万774円ということですが、この被害額についてはどういうふうになっているのか。きちっとまた970万774円が戻ってくる、きちっと穴埋めされる、そういうふうな状況になっているのかどうかという、この2点よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず1点目の当該理事の措置についてでございますが、これは法人で判断する事案でございますが、現在うちのほうで確認した段階では、まだ処分等はされておりません。

それから、2点目の被害額が戻るのかということにつきましては、これについても法人のほうで本人といろいろ折衝はしているようでございますが、最終的には法人で責任を持って処理するという答えをいただいております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） このところが指定管理者制度の大変ややこしいところかなというふうに思っているのです。先ほどの市の職員であれば、それなりに懲戒免職なり市の権限でできるのですが、指定管理者については、やはり市のほうとしては市の業務を委託しているわけですから、それなりの市の意見、立場というのを指定管理者のほうは尊重しなくてはいけないと思うのです。こういう問題を起こした理事が、まだその理事の立場にあるというのはどうも理解できない。このところの市長の考え方を聞きたいです。そのまま理事に踏みとどまっているということ自体異常でないですか。そういう指定管理を来年3月までですか、

その後更新するかどうかわかりませんが、来年3月まで市の業務をやってもらっているわけですから、こういう問題のある理事については、やっぱり市のほうとしてもきちっと言うべきだし、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

そして、市のほうでもそれなりのまた指定管理料を支払っているのですが、そこら辺は全く迷惑をかけないというふうになっておりますけれども、やはりこの970万円という金額は大変大きいんです。だから、これについても市のほうとしては何も手出しできないものなのかどうか。それこそ指定管理者の法人内の問題だから、市としてはただ傍観するしかないというふうな、そういう立場でしかないのかどうか、ここもちょっと市長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この法人に対して、市といたしましては、その改善をするようにというふうな形で、しっかりと勧告をしております。その部分では、監視を強めていかなければいけない、こういうふうな取り組み方をしております。それは、法人内の問題でありますけれども、この法人に対しては、先ほど壇上でも報告をさせていただきましたけれども、970万何がしの金額、これについては代表理事がしっかりと責任を持ってその責務を果たすというふうな回答をいただいております。ただ、その回答をいただいただけではなくて、やはり法人のその内容について、ただ法人に我々が入り込んでいくというふうなことはできません。しかしながら、当然法人としてこの理事のあり方についてはそれなりの処分がされるものと、そのように思っております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 市としては指導を強化することでありましてけれども、やはりこの理事が問題を起こしても理事の立場にいるというのは本

当に理解できない。そこは指導を強化するというか、もう即刻理事をやめてもらうというふうな強い、それこそ今よりももっと強い指導をお願いしたいと思いますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 相手は法人でございますので、法人の判断によるところであります。その法人に我々が参加の資格もないわけでありまして。その部分でご理解できるものと、このように思っています。しかしながら、こういうふうな形で議会の中で行政報告をしたというふうな重み、これは法人のほうでしっかりと承っているというふうに思っています。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。14番菊池広志議員。

○14番（菊池広志） 今横垣議員からも質疑があったわけでございますけれども、私もまたそれに近いお尋ねで重複する部分があるやもしれませんので、お許しいただきたいと思っております。

この説明の中でいろいろ法人のほうから、ここはこういうことですよというようなことが文書で提出されていたということがありましたが、私が今これを見るところによると、では本人は今どうしているのかということもわからないし、また先ほど話ししましたが、970万円という金額も、どのような形で工面するのかということも書いていないし、また事件として警察にどのような届け方をしたのか、窃盗とかという形にとったのかというようなことも全く書かれておりません。そして、やはり私はそのところで、では今はどのような状態になっているのか。先ほどの理事の件も含めてですけれども、どのような形で処分をするのかということが全く出ていないのです。これが法人であるからというようなことでございましたが、

指定管理の団体の場合はすべてが法人に近いような状態になっていて、この今の事件の組合だけでなく会社等々もいっぱいあるわけですが、指定管理を受けているところが。それであれば、例えば全責任を法人のほうで受けますからということで業務がそのまま遂行されていくというようなことでありましたが、やはりどこかで一つの線引きをしないと、こういう場合には業務をやめてもらうというようなものも必要ではないかと思っております、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、本人はどうしているのか、接触の状況でございますが、これは法人の代表者が本人と接触しているようでございます。所在は、私どもでは把握してございません。

それから、事件としてどう扱うのかという件につきましても、損害を受けましたのが、何度も言うようですが、法人側でございますので、法人の判断によるものでございますが、警察当局のほうにも情報としては提供してございます。ただ、現段階では具体的な動きはないようでございます。

それから、今後どのような状況で管理運営ということですが、現在預託されている牛が現に飼育されてございます。そういったことで、途中で業務停止ということになりますと、その飼養管理に多大な支障が生じるという状況でございます。そういった意味で、ある程度の準備期間が必要でございますので、当面は今年度末の指定期間満了までは現段階で事業を継続していただくと。この件につきましても、法人側では責任を持って対処すると言明しておりますので、それが実際に実行されるかどうか、私どものほうで逐次確認しながら進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（菊池広志） その九百何十万円、1,000万

円近いお金が穴があいてしまう、業務上の中で穴があいてしまうと。そうなった場合に、管理業務には全く支障がないというようなことはどうなのでしょう、私はちょっとそこら辺はよくわかりませんが、支障がないものかどうか。

それから、私が申し上げているのは、法人であるがゆえに、なかなかその部分に入り込むことができないというようなことでありますが、ほとんど指定管理は法人がなさっているものと考えております。その辺の部分で、今後の我々の問題としては、こういうことがあった場合には、このような対処というようなものの線引きをする必要があると思うが、その点についてはどのように考えているのか。今部長からお話を聞きますと、農家の人から預かっている牛の飼育を今ここで急遽やめるといようなことはいろんな障害が出てくるのではないかというようなことでございましたが、やはり何か線引きがないと、厳しくその部分できちっと指定管理者であるからと、むつ市の代理業務をしているのだというようなことであるから、ここは厳しくやるということも必要ではないかなと考えております。この問題についてだけではいいのです。指定管理者が法人だから入り込めないという考え方でなく、やはりこの部分でこういう支障があった場合にはこの時点で打ち切るとか、そういう物の考え方というのはないのか、ぜひ市長にお伺いしたいなと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目のこれからの資金繰りの話だと思うのですが、これは代表理事のほうで責任を持って自らの資金をそこにつき込んででも処理をしていくというふうな返事を、回答をもらっているところでもありますので、それを信頼していきたいと、このように思っております。つまり人件費だとかさまざまな債務があります。その部分は、できるだけ支払いも今少し

ずつ進んでいるようでございますので、しっかりとこの部分は監視監督を強めていきたいと、このように思います。

2点目の指定管理全体の部分のお話でございますけれども、これは例えばこういうふうな事案が起きたということは、今指定管理を受けているほうに、さまざまな団体、法人がございまして、こういうふうなことのないように、しっかりとその部分について、施設の運営だけではなくて、法人内のことも十分留意するようにというふうな形でお伝えはしていかなければいけないと、このように思いをしております。しかしながら、例えばこういうふうな事案が起きたから、ただちに打ち切るといこと、これはなかなか市民サービス、そしてまた契約の期間もございまして。その途中で事案が起きたから、ただちに打ち切ってしまうということになりますと、市民サービスの部分で非常に障害が出てくるというふうなこともあり得るわけでございますので、その部分についてはこういうふうな事案が発生しないようにということで、指定管理を受けている法人、団体等にはお伝えをさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。17番白井二郎議員。

○17番（白井二郎） ただいま市長の説明を聞いておりましたが、これは法人の問題であると、行政としては立ち入れないところがあるということの説明でございます。でも、この指定管理者の指定を与えているのは市長でございます。道義的にやはり市長たるもの、許可を与えている責任は当然あるべきだと思いますが、それをまずどのように考えているのか。

また、恐らくこういう公金の横領を想定した指定管理は行っていないと思います。あくまでもき

ちんと指定管理を受けてくれるものと思って指定管理を与えていると私は認識しております。今までなかったわけです、こういう公金横領とかそういうのは。でも、今回初めてこの法人内部でございしますが、1,000万円ぐらいの金が横領されたわけです。簡単に言えば、このトップの方が金を払うから、これで済むという認識では私はだめではないかと、その辺もひとつ伺います。

そして、こういう事案が、事件があったわけでございます。ということは、今後あり得る可能性がなきにしもあらずだと私は思うわけです。いろんな場所、指定管理者を指定してお金をやっています。その辺のところは行政が今後どのような契約、また指定管理者とお話をされるものか、これを含めて伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 行政としては、相手の法人のことでございますからというふうな前提がございすけれども、この部分には監視を強めていくというふうなことは十分果たしていかなければいけないだろうと。例えばこの部分において公金の、この法人の部分の着服なのですけれども、そういうものがどういう形で管理されているのかというふうなことには、常に目を向けていかなければいけないだろうと、こんな思いをしております。ですから、先ほどお話をいたしましたように、前の議員にも答弁をさせていただきましたように、現在指定管理を受けている法人、団体等がございすので、この事案をしっかりとらえて、私どもとしてこういうふうなことをないように督励はしていきたいと、このように思います。これがまた再発防止にもつながってくると、このように思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） この指定管理者は、来年の3月で切れるわけでございます。やはり今後は指定

管理者、今回はこの事案で市長の報告があったわけですが、今後やはり再発を防止するためには、指定管理を与える場合に書面できちんとお互いがとるとか、そのように私はすべきだと思いますが、今後そういう方向づけは考えているのでしょうか。

また、私は正直言って指定管理者というのは、行政の丸投げだと認識しているわけですが、やはり丸投げでなく、くどいようですが、きちんとした行政、お金を出す以上は市民の税金でございます。その辺を踏まえて、何とぞ市長におかれましては、これは法人の問題であるという答弁ではございますが、もう少し市民に対する税金の使い方をやはり毅然とした態度ですべきだと思うのですが、その辺を含めてどのように考えていますでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 法人、団体等が指定管理を受ける場合は、やはりそこは書面での契約をしているわけでございます。その書面の契約に従って履行されていくと、このように認識をしているところであります。しかしながら、こういうふうな事案が起きた、先ほどから法人が全部というふうなことではございません。我々にもやはり監督責任、指導責任というふうな部分がございす。その部分では、今白井議員お話しのとおり、税金をその部分に注入をしているわけでございますので、しっかりとその税金がその役割を果たしているのかチェック能力は当然高めていかなければいけないと。この事案を糧として我々は再発防止に取り組んでいく必要があると、このような認識をいたしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） わかりました。これは、この法人だけの問題でないとは私は認識しておりますの

で、指定管理をやっている法人とか団体に対しては、今後一層の指導と目配りをお願い申し上げたいと思います。

そしてまた、次から、3年とかまた契約の年度が来る法人とか団体がありますが、やはりこういう事案をきちんと契約の時点で明記するなり、そこまで縛った格好でできるかできないかはわかりませんが、今後検討の一つにしてもらいたいと思います。

○議長（村中徹也） これでは白井二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 3人の議員が質疑をいたしましたので、一部重複することがあると思いますが、よろしく願いをいたします。

この指定管理先につきましては、私たち議員も議会で可決したということで責任を感じておるわけですが、今のお話を聞いていますと、3年間の指定管理の中で1年目で経営が悪化した、それを立て直すために今の代表者にかわった、そういうことが報告されております。そう考えた場合に、恐らくその指定管理者側での経営というのは苦しいと思うのです。立て直しをしたと、今現在一生懸命やっていたといたしましても、指定管理料の総額の中に占める970万円というのは非常に大きいと思います。そういう意味におきまして、市といたしまして、法人側の市に対しまして、一切ご迷惑をかけることなく全うしますというこの文書一つだけで、その一言だけを信じてこのままさせるという部分に対しましては、ちょっと余りに弱いのではないかなというふうに私は感じております。もうちょっと踏み込みまして、その970万円余の部分につきまして、こういうふうな計画で指定管理期間が終わるまでに間違いなく戻します、そういうふうな報告を求めたり、出させるようなことを言ったりすることも必要だと思っておりますが、

今回この報告でいきますと、この法人側の一文だけをもって契約期間までやらせるというのは非常に私は弱いと思います。その部分できちんとした計画をその法人側に求めたのかどうか、あるいはまた法人側として今現在計画を立てていて、間違いなく来年の満了までに失われた部分の資金を戻して指定管理が行われていくような確約があったのかどうか、その部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、10月1日に指定管理者より事件報告として提出がございました。その前に電話での一報があったわけですが、それを精査しまして、市では10月13日付で改善勧告を出してございます。その後10月23日付で改善計画が提出されております。この中で、具体的な事例といえますか、計画として、11月10日までには一部を納金しますと。それから、その残額につきましては、ただいま財産処分等々も視野に入れながら検討しておりますので、その決定次第、市のほうには報告するというところでございます。市では、逐次この法人のほうに立ち入りまして、現金等が納付されているかどうか確認をしながら法人のほうの改善計画とあわせて指導監督を強めていきたいというふうに考えております。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 計画のほうは、そのような計画ということで理解をいたします。たしかこの団体を指定管理者に指定するに当たり、応募がここしかなかったような記憶をしております。今後例えば指定管理者を指定するとき、その応募が1つしかない場合、そこにするのか、あるいはもうそこが不適切という言い方はおかしいかと思いますが、もう市営でやると、市で直接やるというふうな判断もこのような事例が出てきますと、そういう決断を迫られるというふうなことが出てくる

と思います。来年あるいは何年かすると、また更新の時期も出てきます。そのあたりについて、指定管理先の応募が1社しかなかった場合のその判断について、今回のことも踏まえまして、今後どうしていこうかというあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、庁内の中で指定管理の部分で委員会がつくられております。そこでしっかりと審査をして、そして議会のほうにお諮りをさせていただいたというふうな経緯がございますので、次の例えばこの牧野の管理についてもこれから公募というふうな形になってくるかと思っておりますけれども、その段階で手を挙げられた方についてはしっかりと審査を深めていきたいと、このように思います。それがなければ、今度は直営というふうな部分にもなろうかと思っております。これは、牧野の管理ということは、先ほど来お話をしております牛、馬、そういうふうな飼養の部分もでございます。農家、畜産の方々が非常に期待を寄せている部分もありますので、それらを総合的に判断をしていかなければいけないと、そういうふうに思っております。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。1番澤藤一雄議員。

○1番（澤藤一雄） この報告書の中で、ことし4月から理事長及び理事がかわつたと、そして理事長がこの当該理事を連れてきたというふうな表現があるわけですがけれども、それが生活とか借金のために横領したのだと、着服したのだというような中身でございまして、要するに初めから理事として適格性を欠くご本人の状況だったのでないかというような推察ができるわけです。それを理事長が連れてきたと。この法人の経営が余りうまくいっていなかったの、理事長及び理事が交代し

たのだということは、この事案を引き比べてみたときに、この法人そのものが非常に劣化してきているのではないかというふうに私思うのです。当然先ほど来の答弁の中に、今後の指定管理者に当たってはいろんな複数のいわゆる公募をするというような答弁もございますけれども、現実の問題として、この法人が、この理事の交代、理事長の交代等を経て、前の体制と今の体制とどういう変化をして今後どうなっていくかと。一部弁済されたとか、今後弁済していただくというような法人側の答えはわかるのですけれども、それが現実に行えるのかどうかというような、現に高額な金額ですので、これが本当にそうした書面での約束が担保されると思うのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当該理事長から、組合長理事のほうから、11月10日まで970万円のうちのそれなりの金額を納めるというふうな話を報告を聞いております。ですから、先ほど担当部長がお話しのように、そういうふうなものもろもろチェックをしていかなければいけない、このように思っております。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 平成21年4月以前の理事体制といえますか、法人に対する信頼性といえますか、この理事の方が就任して1年目でこういう事件が発生しているわけです。しかも、その理事長が連れてきた理事だというような、このあたりの以前の法人の理事、法人全体としての体制が劣化しているのではないかというような、この点についてはどのようにお考えでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 劣化したというふうな評価だと思います。これは、結果的にはその評価が正しいと、こういうふうに思いますけれども、この

組合長理事がこの理事を引き連れてきたときに、
こういうふうな事案を想定していたとは思えません、当然だれしも。つまり自らの責任にかぶってくるわけでございますので。自らの資産を売却してまでもというふうなお話が出ているわけですので、この事案を発生させた理事をこういうふうな事案が起こるものと想定をして理事に就任させたと、理事会の中での就任になるかと思えますけれども、そういうふうなことは想定していないと思うのです。ですから、結果的にはこういう事案が起きたということは、法人としてその部分、劣化ということよりも、管理監督がまずかったというふうな評価を私はしております。

○議長（村中徹也） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第7～日程第10 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第83号
工事請負契約についてから日程第10 報告第30号
専決処分した事項の報告及び承認を求めること
についてまでの4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました1
議案3報告について、提案理由及び内容の概要を
ご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じ
ます。

まず、議案第83号 工事請負契約についてであ
りますが、本案は、市立第一川内小学校建設工事

に係る建築工事について、工事請負契約を締結す
るためのものであります。

次に、報告第28号及び報告第29号についてであ
りますが、これらは、去る7月23日、むつ市大湊
浜町地内の市道で発生した自動車事故及び去る8
月20日、むつ市大畑町鍵掛地内の国道で発生した
自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定める
ことについて、議会の委任をいただいているとこ
ろにより、専決処分したものであります。

次に、報告第30号についてであります。これ
は、平成21年度むつ市一般会計補正予算について
でありまして、新型インフルエンザ感染の拡大防
止と重症者の発生を抑制するためのワクチン接種
費用に対する助成に急を要しましたので、関係予
算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました1議案3報
告について、その大要を申し上げましたが、細部
につきましては、議事の進行に伴いましてご質問
により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及び
ご承認賜りますようお願い申し上げます。次第であ
ります。

○議長（村中徹也） これでは、提案理由の説明を
終わります。

ここで議事整理のため、11時50分まで暫時休憩
いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

◎日程第11～日程第14 議案質疑、討 論、採決

◇議案第83号

○議長（村中徹也） 次は、日程第11 議案第83号
工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立第一川内小学校建設工事の建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◇報告第28号

○議長（村中徹也） 次は、日程第12 報告第28号
専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第28号の質疑を終わります。

報告第28号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第29号

○議長（村中徹也） 次は、日程第13 報告第29号
専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第29号の質疑を終わります。

報告第29号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第30号

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 報告第30号
専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成21年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、8番浅利竹二郎議員。

○8番（浅利竹二郎） 報告第30号の歳出、第4款第1項第4目予防費の新型インフルエンザワクチン接種助成費に関連してお尋ねいたします。

まず、直近のマスコミによりますと、新型インフルエンザは流行拡大の一途をたどっていると報じられております。そして、青森県内も注意報、

警報が相次いで発令されているということで、それにかんがみましてお伺いいたします。

まず、むつ下北圏域の定点医療機関で調査した感染数値及び市内各種学校等の現状についてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 浅利議員のお尋ねのむつ下北圏域定点医療機関で調査した感染数値についてお答えいたします。

感染数値については、青森県環境保健センターが県内6地域の各保健所管内の定点医療機関での感染状況を取りまとめ発表しております。その発表によりますと、むつ保健所管内での定点医療機関数は6医療機関ですが、直近の10月19日から25日までの1週間で141名の方が感染しており、前の週より83名ふえております。国では、1定点当たりの患者報告数に基づき流行状況を判断するための基準値を示しております、1を超えた場合は流行シーズンに入ったと考えられるレベル、10を超えた場合は流行注意報レベル、30を超えた場合は流行警報レベルとしております。

むつ保健所管内の1定点当たりの数値は23.5で、10月28日に流行注意報が発令されましたので、感染予防や拡大防止対策として手洗いやうがいの励行、インフルエンザ様症状が出たときのマスクの着用、外出の自粛、せきエチケットの徹底など、これまでに増して大事になってまいりますので、市政だよりや市のホームページ、エフエムアジュールなどを通じて周知に努めております。

なお、県内の状況についてでございますけれども、東地方保健所と青森市保健所管内は注意報が警報に切りかわっており、八戸保健所管内及び上十三保健所管内は先週に引き続き注意報が、弘前保健所管内は本市と同様注意報が発令されております。五所川原保健所管内でも基準値が8で、注

意報レベルに近づいており、県内全域でも2週続けて前の週の2倍以上の増加となっており、流行の拡大傾向に入っているとの見解を示しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 市内小・中学校の状況等のお尋ねでございますが、新型インフルエンザの感染が発生したという状況を受けましたのは、夏休みの8月4日でございます、休み中は、8月19日までの段階でございましたけれども、小学生が11名、中学生が3名ということで、合わせて14名の状況でございました。休み中でありましたけれども、小学校4校、中学校1校におきまして、10日前後の補習授業とか、あるいは部活動の停止を指示し措置をとったところでありました。そのかいがございまして、休み明けになりましたも市内小・中学校におきましては、一たん終息したような感じに見えたわけでございます。ところが9月に入りましてから、正確に申し上げますと、9月7日でございますけれども、急激に感染が拡大してきたというふうなことでございまして、最初に感染しました8月4日からきのうまで、10月29日までのトータルでございますが、小学校で186名、中学校で101名、合計287名の感染と、こういう報告を受けておるところでございます。そのうち職員が2名入ってございます。そういうことで、本日まで措置をとった学校は、小学校は15校あるわけでございますが、そのうちの9校、中学校が9校あるわけでございますが、3校で合わせて12校で措置をとったところでございます。10月30日、けさの段階でございますと、学校閉鎖している学校が5校、学級、それから学年閉鎖しているのが2校と、このような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） 夏の第1波から秋にかけて第2波が予測されるということをいろんなところで言われておりましたけれども、今現在国の対応を見ますと、予防のワクチンとか何かでどうも後手後手というような感じがいたします。

それはさておきまして、いただいた関係資料の中に優先接種対象者というのが1から10まであるのですけれども、これの接種時期、それぞれ必要数がわかりましたら教えてもらいたいと思います。

それと、市内すべての受託医療機関というのがあると思うのですけれども、ワクチンの確保の見込みがあるのかどうか、これについてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 優先接種対象者ごとの接種時期とワクチン確保の見込みについてのお尋ねと承りました。

まず、優先接種対象者ごとの接種時期について、県で決定いたしました接種スケジュールと市内対象者数をお知らせいたします。

まず、救急隊員を含む医療従事者は10月19日の週から約882人、続いて妊娠している方は11月2日の週から約368人、基礎疾患を有する小児は11月2日の週から、基礎疾患を有する小児以外の方は11月16日からの週で約5,947人、1歳から6歳の方は12月7日の週からで約2,879人、小学校1年生から3年生の方は、12月21日の週からで約1,769人、1歳未満の小児の保護者の方は、これは予定でございますけれども、来年の1月4日の週からで約986人、小学校4年生から6年生、中学生、高校生及び65歳以上の健康な方は来年の1月中旬ごろの予定となっております約2万1,383人、総数で約3万四千二百余名の方を優先接種対象と見込んでおります。ただし、接種回数につきましては、国では従来2回接種を前提としておりま

したが、臨床試験の中間報告や海外での状況を踏まえ、医療従事者については1回接種、13歳未満の方には2回接種とし、そのほかの方々については当面2回を前提とするが、臨床研修の結果を踏まえて判断することとしており、接種スケジュールが前倒しされるなど、一部変更されることもあるとしております。

次に、市内すべての受託医療機関でのワクチン確保の見込みについてでございますけれども、受託医療機関から発注を各地域の医師会が取りまとめて青森県保健衛生課へ報告し、県ではその報告に基づいて受託医療機関へワクチンを供給することになっております。青森県では、県内の優先接種対象者数を約71万3,900人と見込んでおり、本県に配分されるワクチンは国産、輸入合わせて県内の人口の約67%に当たる92万4,000人分ですので、市内の優先接種対象者分は確保できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それで、ではそのワクチンの費用の分ですけれども、接種費用の個人負担と、あと市の助成等があるやなしの件についてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 接種経費の個人負担の助成についてお答えいたします。

新型インフルエンザワクチンの接種費用につきましては、全国一律で1回目は3,600円、2回目は2,550円で、合計6,150円となっております。ただし、2回目に1回目と異なる医療機関で接種を受けた場合は3,600円となりますので、ご注意願いたいと存じます。

助成については、去る10月26日発行の市政だよりで折り込みいたしましたチラシに掲載しておりますが、いずれも優先接種対象者が生活保護世帯

及び市民税非課税世帯の約1万2,036人分につきましては接種費用全額を助成、それ以外の対象者約2万2,178人については1回の接種当たり1,000円を助成することとしております。助成に対しましては、生活保護世帯及び市民税非課税世帯に該当する方には対象になる旨の通知をして、それから医療機関への接種の予約をしていただくと。その予約をした段階で市の健康推進課のほうへ連絡いただきますと、新型インフルエンザワクチンの無料接種券を発行いたしますので、医療機関窓口へ提出して接種を受けていただきます。それ以外の方につきましては、該当する医療機関窓口で新型インフルエンザワクチン助成券を受け取り、必要事項を記入して提出して接種を受けていただくこととなります。接種費用から一応1,000円を差し引いた1回目2,600円、2回目1,550円で受けることができます。

先ほど申しあげましたけれども、2回目、1回目と異なる医療機関で受けた場合には2,600円となりますので、ご注意願いたいと思います。

また、むつ市以外で受けた場合ですけれども、その場合でも領収書を持参していただければ助成金額1,000円を後日お支払いすることとしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これでは浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

まず、この新型インフルエンザワクチン接種費助成金についてであります。この助成をむつ市も独自で決めたということに対しては大変敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

それで、この中身について2点ほどお聞きしたいのでありますが、まずこの助成だとか全額無料で実施できるという対象者が3万4,214人と、こ

ういう方々はそれなりに先ほどの答弁ですと、来年の1月早々までにはきちんとみんながやれば3万4,214人は接種できるということであります。そこでちょっと私がお聞きしたいのが、例えば不特定多数の人々と接する市の職員とかはかなりあると思うのですが、こういう職員の方たちへのワクチンの接種というのは市としてはどのように考えているかということなのです。ワクチンを接種する、しないというのは、スケジュールによると、来年1月以降になると思うのですが、結局市の職員自身の自主性に任せるというふうな考えに市はあるのか。また、負担というのも職員は自分で全部負担しなくてはいけないというふうになっているのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

2点目ですが、市の職員ではない民間なんかでも多く人が集まる場所がありますね。例えば50人以上規模の会社だとか、むつ市で一番大きい会社は900人を超えるというふうな形で多くの人が集まっている民間の施設があります。そういうところについては、市としてはどういう考え方を持っているのか。そこをちょっと最初確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 横垣議員のお尋ねの第1点目、市職員への対応についてでございますが、新型インフルエンザは基礎疾患、糖尿病やぜんそく、慢性心疾患、慢性腎臓病疾患等を有する方を中心として重症化するケースが見受けられ、また若年者にも感染が広がっている状況にあります。このことから、ワクチンの接種目的は重症者の発生をできる限り減らすことであり、今回補正予算に計上いたしましたのは、あくまでも優先接種対象者に対する助成であり、市職員の大半は優先接種対象者になっておりません。ただし、基礎

疾患を有する方や1歳未満児の保護者は対象となりますので、何人かの職員は接種可能と思われると思います。

接種については、任意接種でありますので、職員に任せることになろうかと存じます。

また、接種費用についてでございますけれども、接種費用についても先ほど申し上げましたとおり、1回の接種につき1,000円の助成となりますので、これも対象になるものと考えます。

市職員には、新型インフルエンザにかからないよう手洗いやうがいの予防対策の励行を行っていただくようお願いしているところであります。

次に、民間会社についての対応でございますけれども、ワクチンの接種については、さきに述べた市職員と同様に優先接種対象となる方は少ないのではないかと推測されます。また、感染予防や拡大防止対策として手洗いやうがいの励行、インフルエンザ様症状が出たときのマスクの着用、外出の自粛、せきエチケットの徹底などをお願いする趣旨で市政だよりや市のホームページ、エフエムアジュールなどを通じて周知に努めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 市の職員については自主性に任せるということではありますが、先ほどの浅利議員への答弁でも学校の職員が2名感染したということですので、そういう形で、それこそ優先接種対象者でない市の職員でも実際に感染しているということもあるので、ぜひそここのところの対応を市としては強めてもらいたいなというふうに思います。

そこで、民間のほうへの市の対応についてです。ちょっと確認させてもらいたいのですが、市の施設はほとんど、例えば入り口とかに手にぴゅっぴゅっとやる消毒液を結構置いてあるのですが、そ

れは市の施設全部に設置されているものかどうかを確認させていただきます。

それと、もし民間の会社でそういうのが設置されていないのであれば、市のほうでそれを無料で提供して設置するよという、やはりそこまでこういう新型インフルエンザの対策をとってもらいたいなというふうに思いますが、そこら辺の対応をどのように考えているのかお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 市の施設、大半の部分では手を消毒するアルコールですか、それは置いてあります。ただ、民間の会社とか一般の職場の方については、こちらからまたお願いするしかないといいますが、こちらでもって全部配布するまでにはいかないのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） お願いするというか、やはりそこら辺、多分アルコールで消毒するのはそうお金はかからないと思いますので、ぜひ市の助成なんかも前向きに検討することをお願いして質疑を終わります。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。14番菊池広志議員。

○14番（菊池広志） 1点だけお聞きしたいと思います。

インフルエンザのことで市の対応としてお聞きしたいのは、会社を営んでいる方々から聞いたのですけれども、例えば子供がインフルエンザにかかったのであれば、親はその日は出勤してはならないというような会社が今たくさん出てきております。うちのほうでもそうなっているというふうに聞いていました。市のほうは、子供がインフ

ルエンザにかかっているとなった場合にはどのような対応をしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 抜本的感染予防の策はないわけですが、先ほど保健福祉部長が申し上げましたように、手洗い、うがいの励行、このようなこと、それからさらにただいまお話しのような家族に患者が出た場合、濃厚接触、そういう状態にある職員については自発的にマスクを着用するという、さらには体調に異常が自分で自覚された場合には自発的に休暇をとるというふうなことで指導しているところでございます。一般の会社のように、子供さんが発病したら即休暇というふうな形はとっておりません。

以上です。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（菊池広志） うちのほうでも、子供さんがインフルエンザにかかっても、親には会社に出てきてもらいたいだけけれども、やはりいろんなお客さんと対応しなければならない、また市の職員であるとか、むつ総合病院の職員であるとか、窓口で対応しているというような場合には、本人にはそんなに自覚はないけれども、そこに来た人がそれで感染してしまうというふうなおそれは十分考えられるのです。例えばうちの会社であっても、そういう状況の場合には、もう出社させないというようなことを厳しく制限してやっているのですが、市のほうの対応というのは手洗い、またはマスクというようなことで対応しているということでございますけれども、それでいいのかなと。私は感染を防ぐためには、どうしても一般市民の方が来られるという思いから考えると、やはりそうではないと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） すべての方がかかるというものではないようでございまして、結構体調的に強い方もいらっしゃるというふうなこともございます。現在のところ、家族に発病された方は何人かいるようでございますけれども、幸いその職員は発病していない。そういう発病した職員の報告は受けておらない状態でございますので、このままずっとそういう体制でいかどうかというふうなことにつきましては、やはり状況を見ながら対応していかざるを得ないのかなと。家族が発病した場合に、即休めということになりますと、機能が麻痺するというふうなことも考えられますので、その辺は慎重に対処してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（菊池広志） 私は専門でないから、よくわからないのですけれども、例えば子供が発病して、そして親が発病しなかったと。しかしながらインフルエンザの菌は持っているというふうなことも十分考えられるのではないかなと思うのです。その職員はインフルエンザ菌を持っていて、たまたま自分が発病しなかった。だけれども、来た方にうつしてしまったというふうなことも十分考えられると。これは医療の方から確認をしてもらって、本人は発病しないけれども、菌はあるのではないかということも考えられるわけですから、やはりその点も確認してもらいたいなというように考えております。

これは地域の中で防いでいかなければならない、防止をしなければならぬ。そういうことを考えますと、市の職員、機能が麻痺するといいたながらも、やはりその部分というのは十分考える必要があるのではないかと私は思いますが、どのように思いますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私も実体験の中でお話をさせていただきますと、年齢が私くらいのところは、意外と発病しないというような現実も体験しております。そのところは、やはりその発病した方を、隔離と言うと、ちょっと表現があれですけども、いかに遠避けた形の中で見守っていくのか、看病していくのかというふうな体制、そしてまた市役所の場合は幸いなことにまだ職員が発病しておりません。しかしながら、家族の中には、先ほど総務部長が答弁の中で家族が発病しているというふうな職員もいるわけでございます。そういうふうなところは、しっかりと自己管理の中で、まず熱があるか、それから手洗い、うがい、マスクというふうなことを督励をしておりますし、その部分での各部のチェック機能は十分果たしていると。ですから、私自身も、特に私は対策本部長というふうな職にありますので、まずうちに帰ったら、とにかくアルコール消毒の前に、うがいです。うがいをし手を洗って、そしてアルコール消毒をしてうちに入ると。私も登庁しますと、正面玄関で必ずアルコールで消毒をしてから職務につくと、仕事を始めるということをしているわけでございますので、この部分について、とにかく自らの身は自らで守るといふ、これを徹底して、パンデミックみたいな形の状況にむつ市がならないように努めていきたいと。そういうふうな意識を持っているということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。18番山本留義議員。

○18番（山本留義） 私が今勤めている経験の中でちょっと質疑したいのですけれども、市内にも高齢者施設がありまして、ワクチンの優先順位3番の基礎疾患、そして10番の65歳以上の人たちが暮らしている施設がございまして。皆様ご承知のとおり、そこに勤める介護士は、すごく仕事が重くてなかなか勤める人がいないと。そういう中の施設でありまして、例えば利用者が常にいるのですけれども、その職員がインフルエンザにかかった場合、その施設に入っている利用者の面倒を見る人がいなくなる危機がありまして、私も今法人のほうでは徹底した予防対策をとっているのですけれども、やはりその中でも家庭において子供がいる人が多いものだから、2人ほど新型インフルエンザにかかっていまして、本当に今後ともすごく危惧しているわけでございます。

ただ、この今の優先順位の中にそういうところの職員の接種が入っていないと。なおかつむつ市に配分されるインフルエンザのワクチン、全市民分がないということでありまして、すごく危惧しております。本当にこれから寒くなれば、これ以上にふえると思うのですけれども、本当にそういう意味で各市内における私どもの仕事をしている人たちは大変な思いをしていると思うのです。この前市長と会ったときにもそういう話をしていたけれども、優先順位の中には入ってこない。先ほども教育委員会のほうでは、子供が287人、先生が2人。例えば先生がインフルエンザにかかれば、子供は学校に来たけれども、教える人がいないと、そういうこともあり得るわけでありまして。その辺のことを、何とか優先順位には入らずとも、ワクチンを多くむつ市で抱えていただいで、そういう希望があれば早目に接種してくれる方法がないものかお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 優先接種対象者以外の方ということでございますけれども、その方につきましては、今その接種が始まった後に、国がその時期を決めるということになっておりますので、まだここでいつから始められるということは言明できないところがございますので、ご了解願

いたいと思います。

なお、予約をして接種を受けるということになりますので、その予約段階でもってどのくらいのワクチンが必要かということが受託医療機関でもって必要数がわかると思います。それから接種した方を差し引きますと、そのワクチンがどのくらい余分にあるかということも出てくるかと思えます。その辺を勘案しながら、今後国のほうでは接種時期を決めるということになると思いますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（山本留義） 今の保健福祉部長の答弁でありますと、もうこの優先順位はあくまでも国が決めることであって、それ以外の自治体とかでは決められないということに私は感じましたけれども、それでいいのですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） これは、国で決めたものでございますので、それに従うとしか言いようがありません。よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。4番工藤孝夫議員。

○4番（工藤孝夫） 予防によって患者数がかなり減るということになれば一番理想的なわけでしょうけれども、接種日程がそれぞれ何月何日からというふうに示されております。それで、量的な問題ですけれども、市としては十分な確保であるためには、これだけの量は必要だというふうなことで関係機関に要請か何かしているものでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） あくまでもかかりつけ医の方の必要数といえますか、それが予約されるのを見越しまして、今県のほうにそのワクチンの量をお願いしているという段階でございます。

予約を受けて、それをまたまとめて県のほうに要望するという状況でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番千賀武由議員。

○16番（千賀武由） 各議員からいろいろとお話が出ていますけれども、この新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための有力な方法を何か考えておりましたらお知らせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 先ほどから何回もお話ししてはいたけれども、感染拡大を予防するためには、やはり個人個人が手洗い、うがい、その予防をやっていただくのが一番ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） それが一つの有力な方法と思いますが、やはり拡大を防ぐには、私は大勢の人が集まる機会を避けるべき、これも大事ではないかと思えます。そこで、むつ市で今後いろいろなスポーツ大会やイベント等があると思いますが、このように拡大した場合、中止や延期も考えられると思えます。市としてはそのようになった場合、どのように対処していくのかお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 感染の度合いを見まして、さまざまな集会等がこれからもあるわけですが、実際中止されている、中止の方向というふうなものも、それぞれの、その時々状況を見て判断をしていかなければいけないと、このように思います。現に派遣が中止になった団体等もあるわけでございます。そういうふうなこと

で、さまざまな状況を見ていかなければいけないと、このように思っております。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第30号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第30号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第30号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第30号は承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第146回臨時会を閉会いたします。

午後 零時30分 閉会

議席表

1番 澤藤一雄 議員
2番 新谷泰造 議員
3番 目時睦男 議員

4番 工藤孝夫 議員
5番 横垣成年 議員
6番 新谷功 議員
7番 野呂泰喜 議員
8番 浅利竹二郎 議員
9番 川端一義 議員
10番 鎌田ちよ子 議員
11番 中村正志 議員
12番 富岡修 議員
13番 佐々木隆徳 議員
14番 菊池広志 議員
15番 半田義秋 議員
16番 千賀武由 議員
17番 白井二郎 議員
18番 山本留義 議員
19番 岡崎健吾 議員
20番 馬場重利 議員
21番 山崎隆一 議員
22番 川端澄男 議員
23番 高田正俊 議員
24番 村川壽司 議員
25番 富岡幸夫 議員
26番 斉藤孝昭 議員
27番 村中徹也 議員

